

## 令和 6 年度

### 稲城市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

#### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

#### 2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。ただし、市内の施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

#### 3 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、施設等が供給することが可能なもの。

#### 4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 5 物品等の調達の推進方法

- (1) 市内の施設等から、供給可能な物品等について収集した情報等、必要な情報提供を行う。
- (2) 物品等の調達が新たに生じた場合には、施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (3) 施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するように努める。

#### 6 その他

- (1) 契約における競争参加資格を定める等にあたっては、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市内の施設等の公共施設での物品の展示販売や市内で実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保に努める。
- (3) 本方針に基づく、物品等の調達の実績について、年度終了後にその概要を取りまとめ、公表するものとする。
- (4) 本方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とし、物品等の調達の推進方法については、総務部総務契約課及び稲城市立病院事務部経営企画課との連携を密にするものとする。